

松阪市上下水道等営業関連業務委託 条件付き一般競争入札に係る質問回答書

該当資料名	該当項目	項目	ページ	質問内容	回答
1 仕様書	第2部 営業関連業務 第3章 調定・収納業務	2-3-2 納入通知書等の出力及び送付(1)	12	「検針時に検針票納付書を現地で発行できること。」とあります。下記をご教授ください。 ・現行システムで利用しているモバイルプリンタ機種をご教授ください。 ・提案予定の機器について、半導体不足等で新システム稼働にあわせて提供見通しが立たない状況です。現行プリンタが継続利用できる場合、供給可能となるまで継続利用させていただくことは可能でしょうか。	現行システムのモバイルプリンタは大崎データテック株式会社のSP650Vです。現行プリンタは、現受託者の所有物のため、松阪市で継続利用の可否に関する回答はできません。入札参加者の責任において、業務遂行に必要な機器の調達をお願いいたします。  なお、世界的な半導体不足により機器調達が困難であることから、仕様書「第2部営業関連業務 第3章 調定・収納業務2-3-2納入通知書等の出力及び送付(1)」に、以下の文言を追加いたします。  「ただし、検針時の現地での納付書発行のために用いる機器の調達が業務開始に間に合わない場合は、あらかじめ委託者、受託者が協議の上、機器納入までの間は現地での納付書発行としない方式も認めるものとする。なお、この場合に生じる納付書発行方法の変更の周知・納付書の発行・発送等に関する費用について、契約金額の変更は行わない。」 ※現在ホームページにて確認いただける仕様書は、修正内容反映後のものです。
2 仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第1章 委託概要	3-1-4 費用負担(5)	21	受託者の費用負担について「システム構築、データ移行及びシステムテストに係る、受託者が構築する環境整備費用」となります。現行システムからのデータ提供費用は貴市負担と理解してよろしいでしょうか。	現行システムからのデータ提供につきましては、現行契約において、現受託者が費用も含め負担するものと定めています。なお、現行システムにデータの無い農業集落排水処理施設使用料及び公共浄化槽使用料に係る入力データ・使用者情報につきましては、松阪市においてデータ提供することとなります。
3 仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第2章 計画・進捗管理	3-3-2機器数量(2)	23	プリンタ仕様について、「A3とA4用紙のトレイ及び手差しトレイを有していること」とあります。これはカラープリンタのみを指しますでしょうか。モノクロ、カラー両方を指しますでしょうか。	カラープリンタのみ「A3とA4用紙のトレイ及び手差しトレイを有していること」を規定しています。
4 仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第10章 計画・進捗管理	3-10-7キャッシュレス決済	33	キャッシュレス決済の導入とありますが、想定するキャッシュレス決済の内容についてご教授ください。(コンビニ収納用バーコードを利用した電子マネー決済(PayPay等)など)	現時点ではお答えすることが出来ません。キャッシュレス決済を導入する際は改めて仕様を協議させていただきます。
5 仕様書	第4部 その他 第1章 経費の負担区分	4-1-2受託者が負担するもの	38	直近3年間における現行委託業者様が負担している郵送費をご教授ください。また、定期請求分の納付書について、現地投函以外の件数(発送枚数)もご教授ください。	直近3年間における現受託業者負担の郵送費は年間約750万～800万円となります。また、納付書の郵送件数は年間約24,000件となります。
6 仕様書	第1部 総則 第2章 一般事項	1-2-5事務所の設置(6)	2	(6)にて「お客様センター松阪事務所の電話回線は、一般回線とフリーダイヤルを設置すること。なお、フリーダイヤルについては、市内一般回線からの着信を対象とする。」とありますが、既存業者が使用しているフリーダイヤルとは別の番号のフリーダイヤルを使用しても問題ないという認識でよろしいでしょうか。また異なる番号のフリーダイヤルでも可とした場合、フリーダイヤルの変更告知はすべて貴市にて行っていただける(例:ホームページ、テレビラジオ新聞等のメディア、市広報、既存業者が検針時に配布する検針お知らせ票への印字等)という理解でよろしいでしょうか。	フリーダイヤル番号を、既存業者とは別の番号を使用することは可能です。フリーダイヤルの変更告知媒体や告知方法は、別途、市及び受託者双方協議によって決定するものとします。市広報などへの掲載に当っては本市も可能な限り協力しますが、原則として告知は受託者の責によるものとします。また可能な限り複数の媒体によって複数回の告知を行うことで理解度を上げる必要があるため、上述した本市と受託者との協議の場において、本市より媒体や告知回数に対して指示を行う場合があります。既存業者が検針時に配布する検針お知らせ票への印字等を行う場合は、受託者が主体性をもって既存業者と直接調整し、期間、内容、費用について決定するものとします。
7 仕様書	第2部 営業関連業務 第2章 検針業務	2-2-1ハンディターミナル等	9	検針業務に使用するスマートフォンについて、公衆回線網でのデータ通信については制限などを設定する必要がありますでしょうか。	セキュリティの観点から、検針用端末のインターネット接続は許可しておりません。検針用端末の通信セキュリティについては、受託者がそのすべての責任をもつものとし、あらかじめ本市の承諾を得るものとします。
8 仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第1章 委託概要	3-1-3業務履行場所	20	メインデータセンターの設置場所について規定されておりますが、近隣とは松阪市内という認識でしょうか。三重県内隣接市町も含まれるでしょうか。	松阪市に隣接した市町を含みます。ただし仕様書に記載の通り、曜日や時間帯等に関わらず、受託者が「速やかに対応が可能」であるよう、お客様センター松阪事務所から概ね1時間以内で移動可能な地域とします。

	該当資料名	該当項目	項目	ページ	質問内容	回答
9	仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第8章 データ移行等	3-8-1現行システム等からのデータ移行(9)	27	(9)にて「令和5年8月からは現行業者と並行でお客様センターで業務試行を開始することありますが、既存業者が業務を行っているお客様センターとは別の場所に本件受託業者がお客様センター開設を予定している場合には、どのように並行で業務試行を行う想定でしょうか。 また、既存業者が業務を行っているお客様センター内にて並行で業務試行を行うことを想定した場合、並行業務試行を行うためのシステムや人員については収容できる十分な広さがあるのでしょうか。	データ移行のスケジュール、及び正当性を証明する方法についてはすべて受託者が検討し、本市の承諾を得たうえで受託者が主体的に行うものとします。 既存業者が業務を行っているお客様センターは、並行で業務試行を行う人員及び機器を収容できる広さは無いため、令和5年7月までに受託者で新たにお客様センター、委託業務に関わる人員、及び機器類を準備いただき、令和5年8月より業務試行を行っていただきます。
10	仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第8章 データ移行等	3-8-1現行システム等からのデータ移行	27	現行業者と並行で行う業務試行は、どのような形で完了確認を行うことを想定されておりますでしょうか。	上記と同様、データ移行のスケジュール、及び正当性を証明する方法についてはすべて受託者が検討し、本市の承諾を得たうえで受託者が主体的に行うものとします。 一例として、本件で想定されるすべての業務シナリオを作成し、これに沿って試行した業務内容を評価すること、本市が指定する全ての帳票類の確認を行うことなどが考えられますが、受託者が主体性をもって検討し、あらかじめ本市の承諾を得たうえで実施するものとします。 なお、納入通知書などの帳票については現行業者と調整し現行帳票類を確認した上で、帳票類のテスト印刷等を行うものとします。
11	仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第8章 データ移行等	3-8-1現行システム等からのデータ移行(10)	27	(10)にて、「検針業務は令和5年8月から現行検針員から滞りなく引き継ぐこと。」とありますが、既存業者の検針員各位に対し、インタビューや説明を求めることは、検針員各位の拘束時間等に係る費用負担についてはすべて貴市の負担において可能である、という理解でよろしいでしょうか。 また、定例検針時に本件受託業者の検針員が既存業者の検針員の検針作業に同行することは可能なのでしょうか。仮に既存業者の検針員が車両を使用して検針を行っている場合には同乗させていただけるのでしょうか。	現行検針員からの引継ぎ業務に関しては、受託者が主体性をもって既存業者と直接調整し、期間、内容、費用について決定するものとします。引継ぎ業務に係る費用が発生する場合の費用負担は、全て受託者の負担となります。 現行検針員の検針作業への同行等については、受託者および現行業者で協議によって調整するものとしますが、水道利用者及び既存業者の検針業務に支障をきたすことが無いよう調整し、あらかじめ本市の承諾を得たうえで実施するものとします。
12	仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第8章 データ移行等	3-9-3初回稼働時の対応(1)	28	(1)に、「処理ごとに初回稼働の際に、正常稼働を確認すること。」とありますが、「正常稼働」とは何をもって確認したとみなされますでしょうか。	正常稼働の判定は受託者と本市で確認するものとします。 判定に必要な資料やデータなどはすべて受託者の責により用意し、本市に対し説明を行うこととします。 一例として、処理ごとに正しい処理や帳票の出力が行われていることの確認などを想定しています。
13	仕様書	第2部 営業関連業務 第2章 検針業務	2-2-1ハンディターミナル等(2)	9	現行システムではハンディターミナルを何台で運用されているかご教授ください。	38台運用していますが、常に数台の予備機を準備しています。
14	仕様書	第2部 営業関連業務 第3章 調定・収納業務	2-3-2納入通知書等の出力及び送付(1)	12	「また、検針時に検針票兼納付書を現地で発行できること。」とありますが、現行システムでも検針時現地にて納付書発行をされていますでしょうか。 また、これは基本的に全使用者に対して検針時に現地にて納付書発行するものと考えて良いでしょうか。	お客様の要望等により約3,500栓については郵送しています。 約1万栓については、検針票兼納付書を現地発行しています。
15	仕様書	第2部 営業関連業務 第3章 調定・収納業務	2-3-2納入通知書等の出力及び送付(5)	12	インボイス対応の請求書は「第4章帳票一覧」に記載されているどの帳票を対象に考えられているかご教授ください。	現時点で、15 請求書、16 料金納付書、17 手数料納付書、23 口座振替納付書、40水道使用水量等のお知らせ(請求手続を兼ねるもの)を想定していますが今後詳細を協議をさせて頂きたいと考えています。
16	仕様書	第2部 営業関連業務 第3章 調定・収納業務	2-3-8口座振替等データの作成(3)	13	「キャッシュレス決済を導入した場合は、委託者が指定する収納代行業者へ送信するキャッシュレス決済データ等を作成し送信すること。」とありますが、現在キャッシュレス決済を導入されている、もしくは導入予定がありますでしょうか。 その場合は、その収納代行業者とサービス内容についてご教示ください。	現在、クレジット納付につきましては、yahoo!公金支払いを導入しています。コンビニ収納用バーコードを利用した電子マネー決済(PayPay等)は現在は導入していません。導入予定も未定です。サービス内容について、現時点ではお答えすることが出来ません。新たなキャッシュレス決済を導入する際は改めて仕様を協議させていただきます。
17	仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第1章 委託概要	3-1-4費用負担(5)	21	現行システムからのデータ抽出費用は無償という認識でよろしいですか。	現行システムからのデータ提供につきましては、現行契約において、現受託者が費用も含め負担するものと定めています。なお、現行システムにデータの無い農業集落排水処理施設使用料及び公共浄化槽使用料に係る入力データ・使用者情報につきましては、松阪市においてデータ提供することとなります。
18	仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第3章 機器	3-3-2機器数量(1)	23	現行システムのシステム構成図やネットワーク構成図をご教示ください。 ネットワーク機器の必要台数把握などのため参照させていただきたいです。	現行システムのシステム構成図及びネットワーク構成図につきましては、現受託者の所有物のため、お示しすることはできません。各事業者においてシステム及びネットワークをご検討いただき、本市との協議の上、本稼働までに構築をお願いします。

	該当資料名	該当項目	項目	ページ	質問内容	回答
19	仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第6章 外字	3-6-3外字	26	現行システムで管理されている外字数をご教授ください。	約380文字です。
20	仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第6章 外字	3-6-3外字	26	現行システムで管理されている外字はTTFファイルにて管理されているという認識でよろしいですか。	TTFファイルです。
21	仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第7章 テスト	3-7-1テスト(5)	27	「外部連携テスト(各金融機関、コンビニ収納代行業者、クレジット収納代行業者)」とありますが、各金融機関、コンビニ収納代行業者、クレジット収納代行業者とのデータ等の連携について、現行システムにおける連携方法(利用しているネットワーク回線種別や外部記憶媒体の利用有無など)をご教示ください。	各種金融機関:ISDNとインターネット回線 コンビニ収納代行業者、クレジット収納代行業者:インターネット回線 それぞれ料金システムからUSBメモリーを介して授受しています。
22	仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第8章 データ移行等	3-9-3初回稼働時の対応(3)	28	「障害等に対応が可能なSEや運用保守要員を準備し、迅速に対応が可能な体制を確保すること。」とありますが、システム障害に即時対応する為に、セキュリティを担保した上で、リモート保守を実施しても良いでしょうか。	リモート実施は不可とします。
23	仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第10章 機能要件	3-10-1検索機能	30	水道番号、水栓番号、個人番号、使用者番号はそれぞれ何を管理するための番号かをご教授ください。	水道番号:使用者情報を特定、管理 水栓番号:給水装置情報を特定、管理 個人番号:使用者個人を特定するために使用(現在未使用) 使用者番号:検針冊番-順番-枝番からなっており検針データの管理に使用
24	仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第10章 機能要件	3-10-18ハンディーターミナル等関連機能(1)	35	「料金システムとのデータの送受信が容易にできること。」とありますが、データ送受信についてWiFiによる無線通信を推奨しています。お客様センター内にアクセスポイントを設置してセンター内に限定した無線通信となります(外部ネットワークへのアクセスはありません。)このような運用は貴市のセキュリティ上問題ありませんでしょうか。	セキュリティの観点から、検針用端末については、インターネット接続は許可していません。 また、検針用端末の通信セキュリティについては、受託者がそのすべての責任をもつものとし、あらかじめ本市の承諾を得るものとなります。
25	仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第10章 機能要件	3-10-21帳票関連機能	36	帳票の集計区分は、水道と下水道、農業集落排水、公共浄化槽で異なることがあるかをご教授ください。 例えば、上下水使用者で、水道は「松阪」で公共下水は「三雲」や、水道は「松阪」で農業集落排水は「嬉野」といった組み合わせ。	あります。
26			別紙機器仕様	44	クライアント端末の仕様にCD/DVDドライブが含まれませんが、ご利用予定はありますか。	利用予定はありません。
27	仕様書	第1部 総則 第2章 一般事項	1-2-5事務所の設置	2	松阪事務所、飯高事務所において受託者が利用しているクライアント端末の台数、プリンター台数をご教授ください。	松阪事務所 クライアント端末:17台、モノクロプリンタ:4台、カラープリンター:1台 飯高事務所 クライアント端末:2台、プリンタ:1台
28	仕様書	第1部 総則 第2章 一般事項	1-2-7委託業務従事者	3	松阪事務所、飯高事務所の人員体制(正社員、契約社員、事務パート、検針員)をご教授ください。	松阪事務所:21名(正社員:10名)、検針員38名 飯高事務所:2名(正社員:1名)、検針員4名
29	仕様書	第2部 営業関連業務 第2章 検針業務	2-2-5閉栓メーター	11	毎回の検針において閉栓メーターは検針しなくてもよいとの認識で問題ございませんでしょうか。 また、年間の検針件数の内、閉栓メーター件数(直近偶奇の件数でも大丈夫です)をご教授ください。	定例検針における閉栓メーターの検針は行っておりませんが、別途閉栓メーターの調査を実施していただきます。 なお、令和3年度の閉栓メーター件数は約8,300件でした。
30	仕様書	第2部 営業関連業務 第2章 検針業務	2-2-8検針順路	11	検針地区における検針順路地図及び注意事項等は、引継いで頂ける認識で問題ございませんでしょうか。	検針地区における検針順路地図及び注意事項等は原則引継ぎの対象となりますが、詳細につきましては、受託者および現行業者で協議によって調整するものとなります。
31	仕様書	第4部 その他 第1章 経費の負担区分	4-1-2受託者が負担するもの(郵送料)	38	直近年度の郵送物発送実績をご教授ください。	直近3年間における現受託業者負担の郵送料は年間約750万～800万円となります。 また、納付書の郵送件数は年間約24,000件となります。

該当資料名	該当項目	項目	ページ	質問内容	回答
32 仕様書	第4部 その他 第1章 経費の負担区分	4-1-2受託者が負担するもの(印刷製本費)	38	直近年度の口座振替依頼書から封筒に及ぶ使用数量の実績をご教授ください。	口座振替依頼書(3枚複写):3,000 コンビニ水道料金等納入通知書:67,000 手書き納付書:およそ10 領収書・次回口座振替のお知らせ:50,000 水道使用水量等のお知らせ(兼納入通知書 現地発行用):630,000 水道使用水量等のお知らせ(郵送用):12,000 手数料等納入通知書:8,000 閉栓中カード(耐水性):150 検定満期予定量水器取り換え異動票・量水器のお知らせ:14,000 量水器の取り換えについて(ハガキ):14,000 封筒(現地発行納付書投函用):72,000 封筒(郵送用 長3):16,000 封筒(返信用 長3):4,000 封筒(郵送用窓あき封筒小120mm×160mm):9,000 封筒(郵送用窓あき封筒大 長3):5,000 封筒(郵送用 汎用 角2):100
33 仕様書	第1部 総則 第2章 一般事項	1-2-5事務所の設置(6)	2	松阪事務所の電話回線は、一般回線とフリーダイヤルを設置することと記載がありますが、現在実施されている業務においての数を参考にしたいと思いますが、ご提示ください。また、実施回線の数量については受託者判断で設置してよいのかも合わせてご教示ください。	現状は一般回線:4、フリーダイヤル:1を設置していますが、一般回線につきましては、業務が滞らない台数をご準備ください。
34 仕様書	第1部 総則 第2章 一般事項	1-2-11委託業務実施計画書(3)	4	オンライン会議を実施する際の設備については完備しておくことと記載がありますが、これは、受託者で使用する設備のみでよく、委託者側の設備については受託者の負担ではないと捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35 仕様書	第1部 総則 第2章 一般事項	1-2-20委託業務従事者の教育(3)	6	定期的に社員(集金員、開閉栓員、検針員を含む)研修との記載がありますが、松阪市様において集金制度は現在実施されており、継続して実施していく考えなのでしょうか。また、現在業務を実施している集金員、開閉栓員、検針員の人数をご教示ください。	お客様のご事情等を鑑みて集金を行っており原則継続実施となりますが、より効果的な取り組み提案がなされる場合は、協議の上別の方法を選択することも考えられます。 集金員:3人(兼務あり)、開閉栓員:3人(専任)、検針員:42人
36 仕様書	第1部 総則 第2章 一般事項	1-2-26委託料の支払い(2)	7	委託料は、入札価格(税抜き)に100分の110を乗じて得た金額とありますが、これは税率変更等が契約期間中に発生した場合には、税率変更時期より変更されると捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37 仕様書	第1部 総則 第2章 一般事項	1-2-35業務における新型コロナウイルス等感染症の拡大防止措置等に関する事項	8	「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、委託者と協議を行なうことと記載がありますが、お客様センターの営業を一時中止した際には、一時中止期間があった日数分を、履行期間の令和10年9月30日以降に業務を行なう必要があるということでしょうか。また、履行期間の延長を実施しない場合には、委託料等の減額となるのでしょうか。	新型コロナウイルス等感染症によるクラスター等を想定しており、本市に対する成果物の納品時期について協議の上提出期限を延長すること等を想定しています。契約期間の延長は考えておりません。営業日数の中止期間により、委託料等の減額となる場合があります。
38 仕様書	第2部 営業関連業務 第1章 窓口受付業務	2-1-1窓口受付業務(6)	9	業務実施期間中は、常に3人程度の業務従事者を事務所内に滞在していることと記載がありますが、個々で記載のある事務所内とは松阪事務所を指し、飯高事務所においての人員配置の指定はないと捉えてよいのでしょうか。	3名の事務所内滞在は松阪事務所を指します。 飯高事務所は、常に1名以上を滞在させることを求めます。
39 仕様書	第2部 営業関連業務 第1章 窓口受付業務	2-1-1窓口受付業務(10)	9	来訪者の増加が予想される日に松阪市役所第三分館窓口に事務員1名を配置することと記載がありますが、配置する時間(開始何時から終業何時まで)をお教えください。 また、令和3年度において配置した日数をご提示ください。	9時から17時まで配置してください。令和3年度実績:69日間
40 仕様書	第2部 営業関連業務 第2章 検針業務	2-2-1ハンディターミナル等(2)	9	現在の検針機器(ハンディターミナル・検針タブレット・モバイルプリンタ)の製品名、型番、使用台数(予備機含む)をご教示ください。	検針タブレット:パナソニック TOUGH PAD FZ-X1、38台 モバイルプリンタ:大崎データテック SP650V、38台

該当資料名	該当項目	項目	ページ	質問内容	回答												
41 仕様書	第2部 営業関連業務 第2章 検針業務	2-2-1ハンディターミナル等(2)	9	検針機器で現地納付書発行(コンビニ収納ができるバーコード印字あり)ができるモバイルプリンタは弊社が調査した結果、大崎データテック製のみと認識していますが、納期確認をしたところ、納期が約1年6カ月と聞いています。本入札参加業者すべてにおいて、運用開始までに機器調達することが困難であると考えます。よって、現在ご利用中のモバイルプリンタを新規機器の納品まで継続して利用することは可能でしょうか。	<p>現行プリンタは、現受託者の所有物のため、松阪市で継続利用の可否に関する回答はできません。入札参加者の責任において、業務遂行に必要な機器の調達をお願いいたします。</p> <p>なお、世界的な半導体不足により機器調達が困難であることから、仕様書「第2部 営業関連業務 第3章 調定・収納業務2-3-2納入通知書等の出力及び送付(1)」に、以下の文言を追加いたします。</p> <p>「ただし、検針時の現地での納付書発行のために用いる機器の調達が業務開始に間に合わない場合は、あらかじめ委託者、受託者が協議の上、機器納入までの間は現地での納付書発行としない方式も認めるものとする。なお、この場合に生じる納付書発行方法の変更の周知・納付書の発行・発送等に関する費用について、契約金額の変更は行わない。」</p> <p>※現在ホームページにて確認いただける仕様書は、修正内容反映後のものです。</p>												
42 仕様書	第2部 営業関連業務 第2章 検針業務	2-2-3検針(3)	10	検針は委託業務の区域とし、「奇数月検針」と「偶数月検針」に区分し・・・毎月検針を行うことと記載がありますが、現在の業務実施において奇数月検針、偶数月検針、毎月検針の実施件数をご提示ください。	<p>奇数月検針:約37,500件 偶数月検針:約36,800件 毎月検針:現在対象なし。</p>												
43 仕様書	第2部 営業関連業務 第3章 調定・収納業務	2-3-1上下水道料金調定(1)	12	激変緩和措置について、具体的にどのような算定方式になるでしょうか。また、期間についてもご教示ください。	<p>飯高区域における料金が松阪市飯高簡易水道事業条例の規定により算出した金額を超える場合、その差額に減免率を乗じた額を料金から控除します。令和4年度新規賦課の対象については激変緩和措置なく通常算定となります。</p> <p>松阪市水道給水条例附則抜粋 (平成29年度から平成33年度までにおける料金の特例) 4 平成29年4月以後の飯高区域における使用に係る料金のうち、別表第2の表により算出した金額が、松阪市飯高簡易水道事業給水条例(平成17年松阪市条例第291号)により算出した金額を超える場合は、その差額に次の表の左欄に掲げる年度の使用に係る料金に応じ同表右欄に掲げる減免率を乗じて計算した金額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。)を別表第2の表により算出した金額から控除した金額を料金とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>平成33年度</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	年度	減免率	平成29年度	1.0	平成30年度	0.8	平成31年度	0.6	平成32年度	0.4	平成33年度	0.2
年度	減免率																
平成29年度	1.0																
平成30年度	0.8																
平成31年度	0.6																
平成32年度	0.4																
平成33年度	0.2																
44 仕様書	第2部 営業関連業務 第3章 調定・収納業務	2-3-2納入通知書等の出力及び送付(1)	12	納付書発行について、現地発行と窓口発行との割合をご教示ください。また、2021年度の発行実績を拝見することは可能でしょうか。	<p>支払い方法が納付書払い:約13,800栓、うち窓口発行約3,500栓。 2021年度:現地発行件数 約6万件 窓口発行件数 約2万4千件</p>												
45 仕様書	第2部 営業関連業務 第3章 調定・収納業務	2-3-7上下水道料金収納消し込み(7)	13	キャッシュレス決済を導入した場合はと記載がありますが、現在実施の業務において、既にキャッシュレス決済は実施されているのでしょうか。また、今後においてキャッシュレス決済を導入する場合には、導入に際して発生する費用については、本委託金額に含まれていないと捉えてよいでしょうか。	<p>クレジット納付を除くキャッシュレス決済は導入していません。キャッシュレス決済を導入する際は費用負担も含め改めて仕様を協議させていただきます。</p>												
46 仕様書	第2部 営業関連業務 第4章 滞納整理業務	2-4-2督促状の処理及び送付(2)(3)	14	本業務の前業務入札時に公表されている仕様書においては、督促手数料や延滞金についての記載がありませんが、現在実施している業務において、既に督促手数料や延滞金を設けて業務を行なっているのでしょうか。現時点で実施していない場合には、新契約時より督促手数料及び延滞金の制度を開始すると捉えてよろしいでしょうか。	<p>松阪市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例の規定に基づきシステム外で算定し、既に督促手数料及び延滞金の請求業務を行っています。</p>												
47 仕様書	第2部 営業関連業務 第4章 滞納整理業務	2-4-5給水停止作業(1)	15	給水停止作業は、毎月1回以上実施することと記載がありますが、給水停止対象者については受託者において対象を設定してよろしいでしょうか。また、現在の給水停止の対象基準を合わせてご教示ください。	<p>松阪市水道給水停止要綱の規定に基づき実施していただく必要があり、具体的な対象者は契約後ご提案頂いた内容で協議させていただきます。徴収サイクルとしては、4か月未納(2調定)を基本としています。未納が継続している対象者に対して給水停止予告書を送付の上、納付に至らない方に対し、給水停止を実施いたします。</p>												

該当資料名	該当項目	項目	ページ	質問内容	回答
48 仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第1章 委託概要	3-1-2各種期日(4)	20	運用開始から令和6年3月31日までは、運用確認期間とありますが、具体的に令和5年10月1日からの6か月間は新旧システムをどのように取り扱うのかお考えをご教示ください。	令和5年10月1日からは受注者のシステムにおいて運用を開始していただきます。6か月間については、導入されたシステムの本稼働における安定稼働を確認する期間と位置付けているため、旧システムの稼働は想定していません。
49 仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第1章 委託概要	3-1-4費用負担(4)	21	現行業者の料金システムを継続運用することは可能でしょうか。可能な場合は、システム継続利用するための費用をご教示ください。不可能である場合は、現行の受託業務業者様においても、現行システムではなく、新システムを利用するという認識でよろしいでしょうか。	料金システムは、仕様書の内容が運用できるシステムを受託者の責任で用意するものとします。システムの継続利用についてはこれを妨げるものではありませんが、受託者および現行業者で協議によって調整するものとします。協議の結果引継ぎ業務に係る費用が発生する場合の費用負担は、全て受託者の負担となります。現行業者は現在自社製品のシステムを使用していますが、それを継続使用するかどうかは現行業者の判断になります。いずれにしても、令和5年8月からの並行稼働期間中に、現行システムから出力される帳票類やデータと新システムから出力される帳票類やデータが一致することを検証する為、それまでに新システムを構築していただく必要があります。
50 仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第1章 委託概要	3-1-4費用負担(5)	21	現行契約のデータ抽出費用は、本応札価格に含めないという認識でよろしいでしょうか。また、本業務の前業務入札時に公表されている仕様書では、次期システムへのデータ抽出を含むとなっているため、今回の入札においては現行システムのデータ抽出費用は含まないと捉えてよろしいでしょうか。	現行システムからのデータ提供につきましては、現行契約において、現受託者が費用も含め負担するものと定めています。なお、現行システムにデータの無い農業集落排水処理施設使用料及び公共浄化槽使用料に係る入力データ・使用者情報につきましては、松阪市においてデータ提供することとなります。
51 仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第3章 機器	3-3-5ハードウェア・ソフトウェア仕様	24	ハードウェアの仕様について、お客様センター松阪事務所とお客様センター飯高事務所に設置する機器については、別紙機器仕様書を参考にし、弊社運用上問題なく効率的な機器(ノートパソコン等)を選定することはよろしいでしょうか。	お客様センターでの使用機器については、運用上問題なければノートパソコン等選定も可能です。
52 仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第4章 セキュリティ	3-4-2クライアント端末のセキュリティ対策(1)	24	USBメモリの使用制限および必要時のみUSBポートの開放について、物理ロックの対応で問題ないでしょうか。	現在は、セキュリティーソフトを使用してUSBメモリの使用制限をしています。物理ロックについては、委託者の指示がある場合、即座に解除可能なものであれば可とします。
53 仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第6章 システム	3-6-3外字	26	現在運用されている外字は、Shift-JIS外字でよろしいでしょうか。	Shift-JISです。
54 仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第7章 テスト	3-7-1テスト(6)	27	「毎月検針・毎月請求から隔月検針・隔月請求への移行テスト」について現在の運用は隔月検針・隔月請求が基本運用だと推測しますが、現状、毎月検針・毎月請求が多数残存し、今後隔月に変更される予定でしょうか。	水道料金・下水道使用料においては、現在、毎月検針は存在していません。なお、納付誓約等により毎月の分割納付としている対象者は存在します。移行テストについては、現在毎月請求を行っている農業集落排水処理施設使用料及び公共浄化槽使用料のデータを隔月請求へ問題なく切り替えるためのテストを予定しています。
55 仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第8章 データ移行等	3-8-1現行システム等からのデータ移行(概ね令和4~5年度の作業)	27	データ抽出時期は、本稼働のスケジュールの現実性を考慮し、本番稼働までに3回受領したいと考えます。1回目は契約締結直後(データレイアウト分析を目的)、2回目は2023.7月(事前テスト用)、3回目は2023.9月(本番用)と考えますが、このとおり受領できるものと考えてよろしいでしょうか。	データ抽出時期については、受託者が提出するスケジュール案を基に、市、受託者、および現行受託業者の3者で協議を行うこととします。提供回数については3回提供可能です。
56 仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第10章 機能要件	3-10-2基本機能(12)	31	「上水と下水の請求方法が異なる場合もある」について上下で請求方法が異なる水栓数のおおよその件数を教えてください。	約10件となります。
57 仕様書	第3部 料金等システム関連業務 第10章 機能要件	3-10-6クレジット関連機能	33	「Yahoo 公金支払い」は、今後サービスが終了される予定ですが、新たなクレジット会社や切替時期等は決定されていますでしょうか。	現時点では新たなクレジット会社や切替時期は未定です。
58 仕様書	第4部 その他 第1章 経費の負担区分	4-1-2受託者が負担するもの	38	受託者の負担するものに、営業所賃料、光熱水費がありますが、飯高事務所や松阪市役所第三分館窓口での業務実施においても賃料、光熱水費は受託者の費用負担は発生するのでしょうか。また、発生する場合には、令和3年度及び令和4年度現時点で受注者が負担している費用をご提示ください。	松阪市役所第三分館窓口での業務実施については費用負担はありません。飯高事務所は庁舎使用料などの費用負担が発生します。 令和3年度: 税込290,400円 令和4年度: 税込292,800円

回答公表にあたっては質問者の氏名等は非公開とします。□

質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わることなど、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものと発注者が認めた場合は、一部を非公開として回答を公表、または当該質問者のみに個別に回答する場合があります。